

富士見集会所だより



狭山市セタの妖精 おりびい

発行日:令和7年1月10日(金)
発行:狭山市立富士見集会所
〒350-1306 狭山市富士見1-1-18
TEL&FAX:04-2959-6230
E-Mail:fujimi-s@city.sayama.saitama.jp

1月号

新年あけましておめでとうございます

令和7年も穏やかに新年を迎えました。皆様はどのようなお正月をお過ごしでしたでしょうか。今年は、乙巳(きのとみ)の年です。「再生や変化を繰り返しながら、柔軟に発展していく」年という意味があるそうです。私たちもヘビのように脱皮をして、大きく成長していく年にしていきたいですね。さて、去年は、日本で大きな自然災害等があり、地域の中で互いに協力し、支え合って生活していくことがいかに大切であるかを一層実感した1年でした。そんな中、パリで開催されたオリンピック・パラリンピックでの日本選手の活躍やメダルラッシュ、野球の大谷翔平選手のアメリカ大リーグでの打者としての活躍や MVP 受賞、日本被団協のノーベル平和賞受賞など日本代表や日本人の活躍で心躍り、勇気や元気を貰える場面もたくさんありました。今年もこのような明るいニュースが、国内外で聞かれるといいと思います。

富士見集会所では、本年も市民の方々の人権意識高揚のために、さまざまな行事・講座等を企画するとともに、皆様が気持ちよく利用できる集会所づくりのため、所員一同頑張っていきたいと思っております。今後とも、富士見集会所の事業にご理解ご協力くださいますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

第7回小学生ふれあい教室が行われました

12月14日(土)に、「第7回小学生ふれあい教室」を実施しました。最終回のこの日は、紙芝居作家の中村ルミ子さんを講師にお招きし、紙芝居「えがおのくふう」「四十五年分のなみだ」「だいちゃんのシーサー」などを鑑賞し、参加した児童から「友だちのこと、家族のことがよくわかりました」などの感想が聞かれました。その後、思い思いに色づけした紙皿を割り箸で回す皿回しにも挑戦しました。最後に閉講式を行い、富士見集会所長から受講証を授与しました。



今年度は28名の子どもたちが参加し、全7回の講座でさまざまな体験や学習を行いました。来年度も、開講予定ですので多くの子どもたちの参加を期待しています。

スマートフォン講座が開催されました

12月9日(月)に(株)ソフトバンクのスマートフォンアドバイザー2名に講師としていただき、スマートフォン講座を実施しました。意外と知らない「スマートフォンの基礎知識」と、便利な「LINE」の使い方を教えていただき、参加者は皆、真剣な表情で講師の話聞き、スクリーンの画像を見ながら、熱心にスマートフォンの操作を覚えていました。



人権週間の取組について

12月号でお知らせした人権週間の取組として、中央図書館との共催で「人権に関する図書展示」を実施しました。写真のように、中央図書館の特集コーナーで人権に関する図書を展示・紹介しました。展示コーナーには、富士見集会所で職場体験学習を行った狭山台中学校の生徒が作成した人権ポスターも展示しました。中央図書館では、常時、多くの人権に関する図書が閲覧でき、貸し出しされていますが、富士見集会所でも人権に関する図書の貸し出しを行っています。図書を通じて「人権」について学び、考えを深めることができます。ぜひ、ご利用ください。



1月から2月の主な予定

日にち	行事内容
1/10(金)	集会所だより1月号発行
1/16(木)	人権問題講演会(狭山市市民会館)
1/16(木)	ユニスポを楽しもう!
1/21(火)	第5回人権セミナー(「教育相談の現場から」)
1/30(木)	狭山市人権教育実践研究会(狭山市市民交流センター)
2/10(月)	集会所だより2月号発行
【休所日】1/13(祝・月)、1/20(月)、2/11(祝・火)「建国記念の日」 2/17(月)、2/24(振休・月) ※2/23(祝・日)「天皇誕生日」は17時まで開所しています	
【夜間休所日】1/28(火)、2/25(火)	

～消費者センターからのお知らせ～

不用品買い取りに注意!

「『不用品を何でも買い取ります』と業者から電話を受け、不用品の買い取りを依頼したが、来訪時、業者から『貴金属はないか』と何度も聞かれたため、仕方なくアクセサリを見せたところ、まとめて買い取られてしまった」というトラブルが多く発生しています。

事業者が消費者宅等で物品を買い取ることを「訪問購入」と言い、法律で必要事項を記載した書面の交付やクーリング・オフ、禁止事項等のルールが定められています。上記の事例のように事業者が来訪時に、依頼した物品以外の商品の買い取りを勧誘することは禁止されています。トラブルを防ぐため契約書は必ず受け取り、物品の明細が正確に記載されているか確認しましょう。またクーリング・オフ期間は物品の引き渡しを拒否でき、その間、渡した商品の返却を求めることもできます。事業者を一旦家の中に入れると、勧誘を断ることが困難になります。買い取り業者の来訪時、一人で対応するのは避け、信頼できる方に同席してもらいましょう。

なお、事前の勧誘電話もなく、いきなり訪問する、いわゆる「飛び込み勧誘」は法律で禁止されています。昨今の強盗事件の下見の可能性もあります。突然買い取り業者の訪問を受けた場合は、インターホン越しにきっぱり断り、警察に通報しましょう。

【相談・問合せ】消費生活センターへ ☎04-2954-7799

月～金曜日の9時30分～12時、13時～16時